

山口県の平成25年度PRT Rデータの概要について

－化学物質の排出量・移動量の集計結果－

平成27年4月10日

山口県環境生活部環境政策課

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づき導入された「PRT R制度」（化学物質排出移動量届出制度）により、人の健康や動植物に有害な影響を及ぼすおそれのある462種類*の化学物質について、毎年度、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して届出を行い、国はその集計結果を公表することとされています。

このたび、国において、法施行後第12回目となる集計結果が公表されたことに伴い、山口県における平成25年度PRT Rデータの概要を次のとおり公表します。

※平成20年11月の化管法施行令の改正により、平成22年度から対象物質が354物質から462物質に変更されました。

1 排出量・移動量の届出状況

平成26年度（届出期間：平成26年4月1日から6月30日まで）には、平成25年度に事業者が把握した排出量・移動量について、山口県において563事業所から届出がありました。業種別の届出状況は次のとおりです。

業種別にみた届出状況

業 種	届出事業所数	業 種	届出事業所数
製造業	188	鉄道車輛・同部品製造業	2
繊維工業	3	船舶製造・修理業	7
木材・木製品製造業	3	精密機械器具製造業	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	電気業	8
化学工業	62	下水道業	40
医薬品製造業	4	鉄道業	1
農薬製造業	4	石油卸売業	1
石油製品・石炭製品製造業	17	燃料小売業	270
プラスチック製品製造業	14	洗濯業	1
ゴム製品製造業	7	自動車整備業	1
窯業・土石製品製造業	10	計量証明業	1
鉄鋼業	9	一般廃棄物処理業	41
非鉄金属製造業	4	産業廃棄物処分業	6
金属製品製造業	9	特別管理産業廃棄物処分業	1
一般機械器具製造業	8	高等教育機関	2
電気機械器具製造業	10	自然科学研究所	2
輸送用機械器具製造業	11	合計	563

2 届出排出量・移動量の集計結果 (※四捨五入により、合計が一致しない場合があります。)

(1) 山口県の届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、届出排出量3,746トン、届出移動量8,430トンの計12,176トンとなっています。届出排出量の内訳は、大気への排出3,402トン、公共用水域への排出345トン、土壌への排出0トン、事業所内での埋立処分0トンとなっています。また、届出移動量の内訳は、事業所外への廃棄物としての移動量8,429トン、下水道への移動量0トンとなっています。

届出排出量：3,746トン(30.8%)

大気への排出：3,402トン(27.9%)

公共用水域への排出：345トン(2.8%)

土壌への排出：0トン(0.0%)

埋立処分：0トン(0.0%)

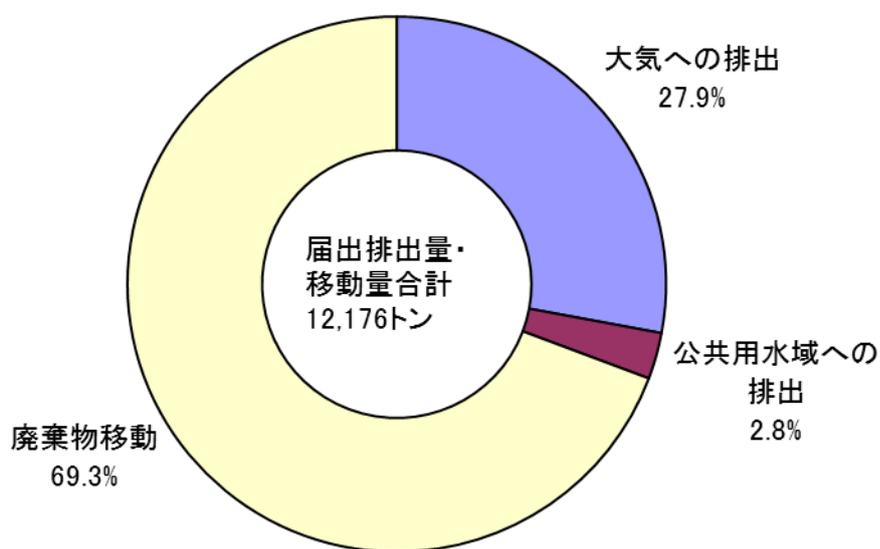
届出移動量：8,429(69.2%)

廃棄物としての移動：8,429トン(69.2%)

下水道への移動：0トン(0.0%)

計12,176トン

山口県の届出排出量・移動量

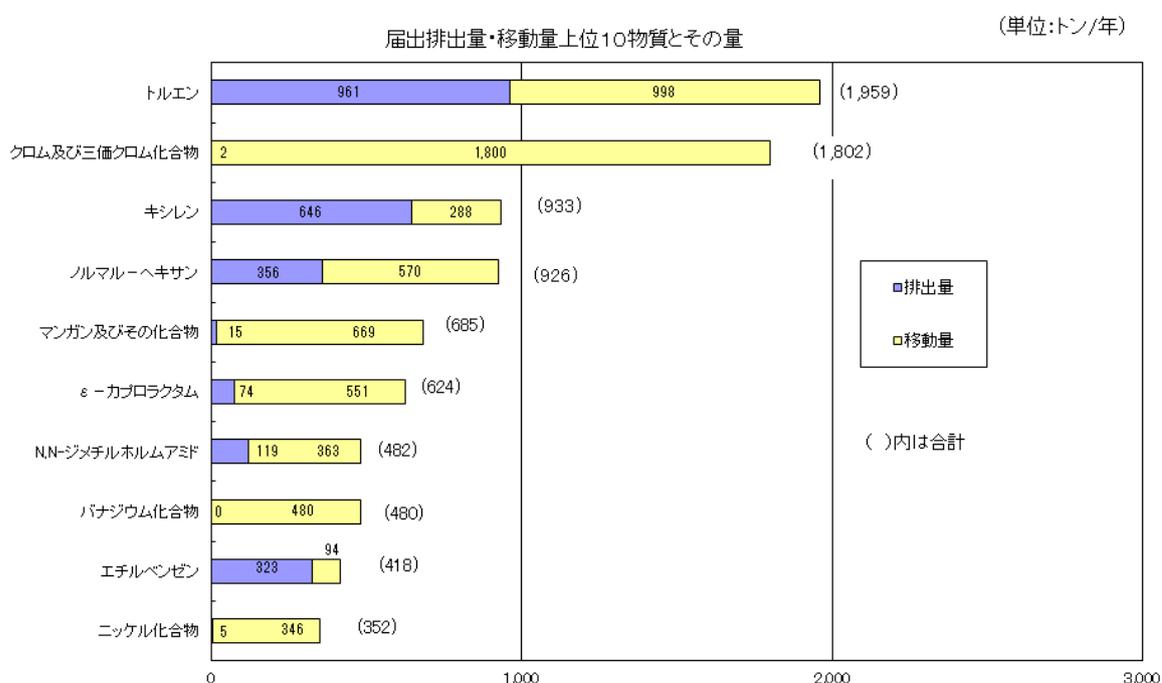


(2) 山口県の届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位10物質の合計は8,660トンで、届出排出量・移動量の合計12,176トンの71.1%に当たります。

上位5物質は、

- ① トルエン : 1,959トン (構成比16.1%)
(合成原料や溶剤として幅広く用いられる)
- ② クロム及び三価クロム化合物 : 1,802トン (" 14.8%)
(金属製品や化学原料として用いられる)
- ③ キシレン : 933トン (" 7.7%)
(合成原料や溶剤として幅広く用いられる)
- ④ ノルマルーヘキサン : 926トン (" 7.6%)
(溶剤として用いられる)
- ⑤ マンガン及びその化合物 : 685トン (" 5.6%)
(特殊鋼・電池などに用いられる)



(3) 山口県の届出排出量の多い物質

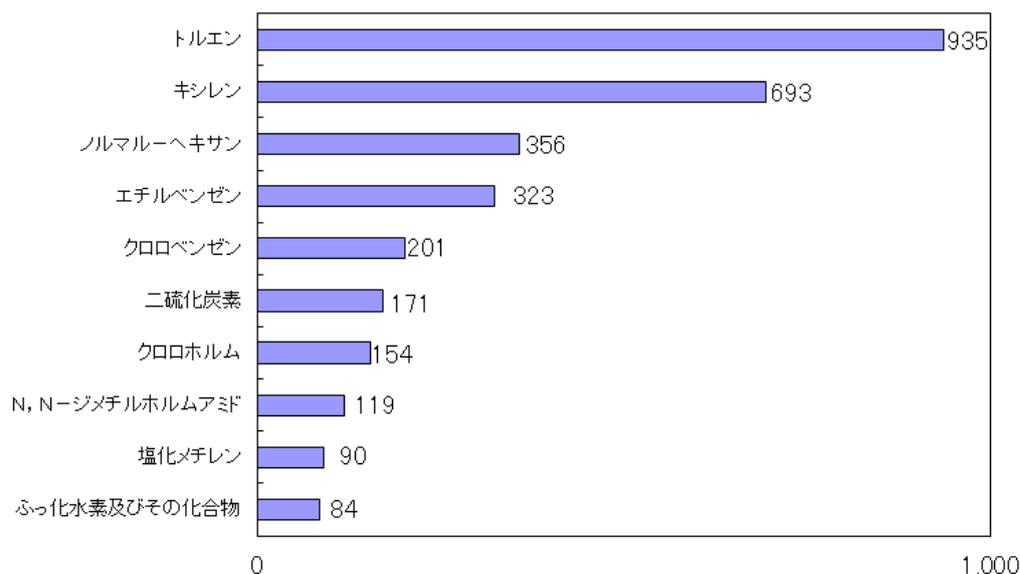
届出排出量の多い上位10物質の合計は3,105トンで、届出排出量の合計3,746トンの82.9%に当たります。

上位5物質は、

- ① トルエン : 961トン (構成比 25.7%)
(合成原料や溶剤として幅広く用いられる)
- ② キシレン : 645トン (" 17.2%)
(合成原料や溶剤として幅広く用いられる)

- ③ ノルマルーヘキサン : 356トン (構成比 9.5%)
(合成原料や溶剤として用いられる)
- ④ エチルベンゼン : 323トン (" 8.6%)
(合成原料として用いられる)
- ⑤ クロロベンゼン : 201トン (" 5.3%)
(除草剤、色素等の製造に用いられる)

届出排出量上位10物質とその量 (単位:トン/年)



(4) 山口県の業種別届出排出量・移動量

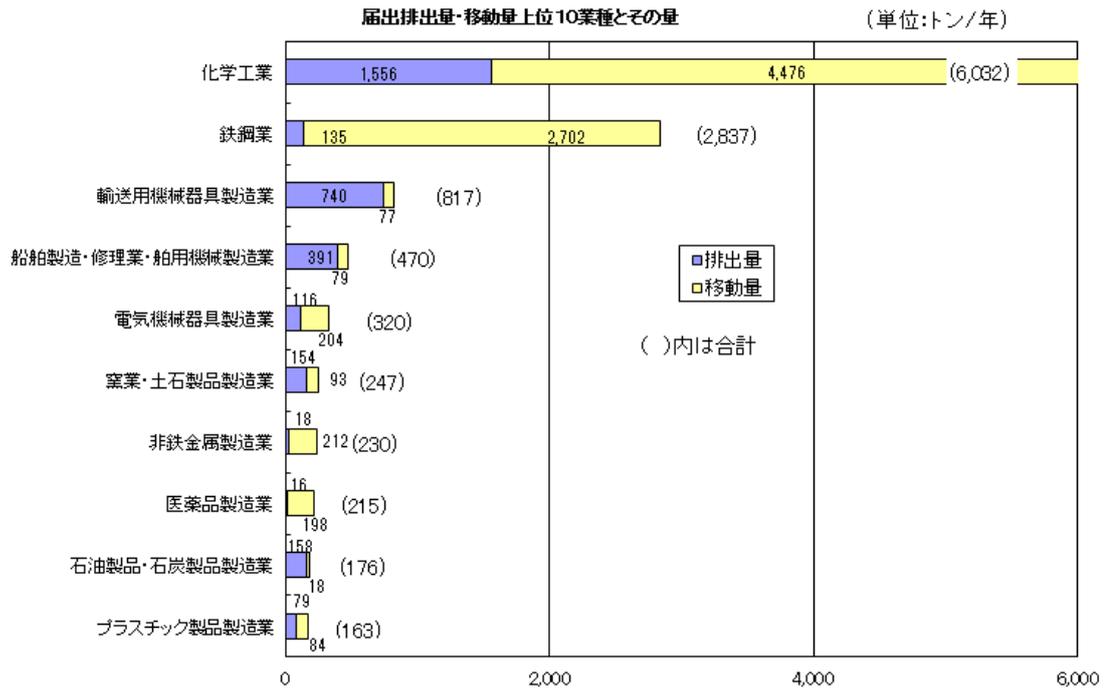
事業者から届出のあった対象34業種の排出量・移動量の合計は12,176トンで、このうち化学工業が6,032トンで全体の49.5%、鉄鋼業が2,837トンで全体の23.3%を占めています。

また、届出排出量・移動量の多い上位10業種の合計は11,507トンで届出排出量・移動量の合計12,176トンの94.5%に当たります。

上位10業種は、

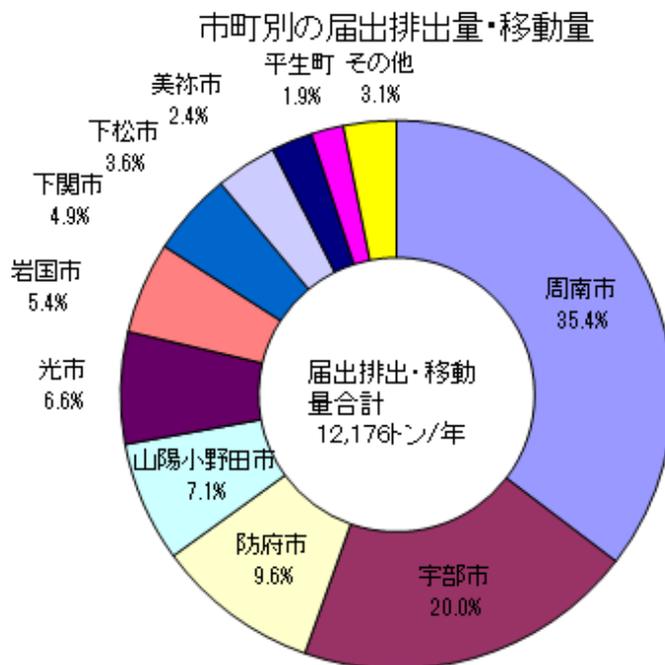
- ① 化学工業 : 6,032トン (構成比 49.5%)
- ② 鉄鋼業 : 2,837トン (" 23.2%)
- ③ 輸送用機械器具製造業 : 817トン (" 6.7%)
- ④ 船舶製造・修理業・船用機械製造業 : 470トン (" 3.9%)
- ⑤ 電気機械器具製造業 : 320トン (" 2.6%)
- ⑥ 窯業・土石製品製造業 : 247トン (" 2.0%)
- ⑦ 非鉄金属製造業 : 230トン (" 1.9%)
- ⑧ 医薬品製造業 : 215トン (" 1.8%)
- ⑨ 石油製品・石炭製品製造業 : 176トン (" 1.4%)
- ⑩ プラスチック製品製造業 : 163トン (" 1.3%)

の順となっています。



(5) 市町別の届出排出量・移動量

市町別の届出排出量・移動量の内訳は、周南市4,310トン(35.4%)、宇部市2,436トン(20.0%)、防府市1,170トン(9.6%)、山陽小野田市862トン(7.1%)、光市801トン(6.6%)の順となっており、化学工業等の大規模工場が立地しているこの5地域で県全体の78.7%を占めています。



3 山口県の届出外排出量

国（経済産業省・環境省）において推計された平成25年度の山口県の届出外排出量の合計は、5,394トンです。

その内訳は、

対象業種からの届出外排出量(*)の推計値	:	430トン	(構成比	8.0%)
非対象業種からの排出量の推計値	:	3,182トン	("	59.0%)
移動体からの排出量の推計値	:	747トン	("	13.9%)
家庭からの排出量の推計値	:	1,036トン	("	19.2%)

です。

(*):対象業種に属する事業者からの排出量であるが、届出規模要件を満たさないため届出対象とならないもの。

